

フランス

「消費者団体訴訟制度における損害賠償請求の概要と クラス・アクション導入に関する議論の動向」

執筆者

後藤巻則（早稲田大学大学院法務研究科教授）

柴崎暁（早稲田大学大学院ファイナンス研究科准教授）

馬場圭太（甲南大学法学部教授）

現地調査先一覧

- 1 Maec GUILLAUME 氏 司法省民事局長
- 2 Direction générale de la concurrence de la consommation et de la répression
de fraudes / DGCCRF（競争・消費・詐欺防止総局）
Jean-Jacques BERGER 氏 消費・安全政策部次長
Marie-Thérèse MARCHAND 女史 消費者保護室長
Philippe GUILLERMIN 氏 消費法室長
Pascal LOSTE 氏 消費者機構・団体室長
- 3 Jean-Guy LEVY 氏 フランス弁護士連合会会長
- 4 UFC - Que Choisir（消費者団体）
Gaelle PATETTA 女史 法務部長

目次

- 第1章 フランス消費者団体訴訟制度の概要と検討の意義
 1. フランス消費者団体訴訟制度の概要
 2. フランス消費者団体訴訟制度の検討の意義
- 第2章 フランスの消費者団体
 1. フランスの消費者団体の現状
 2. 消費者団体の認可
- 第3章 現在の消費者団体訴訟制度
 1. 消費者の集団的利益のために行使される訴権
 - (1) 私訴権
 - (2) 違法行為差止訴権

(3) 訴訟参加

2. 共同代理訴権

第4章 グループ訴権の導入

1. 沿革
2. ワーキンググループの設置
3. ワーキンググループが検討した2種類の訴訟
4. ワーキンググループによる検討結果の公表と政府による法案の提出
5. 法案の特徴
6. 法案の見送り

第5章 法案の検討と日本法への示唆

1. 法案の内容
2. 法案の検討
3. 日本法への示唆

第1章 フランス消費者団体訴訟制度の概要と検討の意義

1. フランス消費者団体訴訟制度の概要

フランスでは、1973年のロワイエ法により、認可消費者団体に対して私訴権 (*action civile*) が承認された。この私訴権の意味については争いがあったが、1985年1月16日の破毀院判決により、私訴権とは刑事犯罪に伴う不法行為に基づく損害賠償請求に限定されると判示されるに至る。この判決により、消費者団体の団体訴訟の対象は厳しく制限されることになる。この状況を打開するために、1988年法が制定され、消費者団体に包括的な訴権が与えられることとなった。同法により、刑事犯罪に伴う損害賠償訴権に加えて、不当条項削除訴権 (*action en suppression de clauses abusives*) が、さらに、1992年法により、共同代理訴権 (*action en représentation conjointe*) が創設され、保護の対象は消費者の集団的利益から、個別利益にまで拡大されることになった。さらに、EU指令を国内法化する2001年8月23日のオルドナンスにより、不当条項削除訴権が違法行為差止訴権 (*action en cessation d'agissements illicites*) に置き換えられ、保護対象はさらに拡大されている。

共同代理訴権は、共通の原因から複数の消費者に生じた損害についての賠償請求を消費者団体が 授權を受けて一括行使するというもので、そこで賠償請求される対象は、個別損害を集積したものとなる。しかし、この訴権は、実際ほとんど行使されず、機能しなかったとされる。

クラス・アクションに関しては、フランスでは、シラク大統領の肝いりでフランス版クラス・アクション (グループ訴権 *action de groupe*) の導入が検討され、2005年12月16

日には報告書が作成された。そして、2006年11月8日には、クラス・アクションを導入する法案が閣議に提出されたが、大統領選挙の影響で、法案の審議はいったん見送られている。

2. フランス消費者団体訴訟制度の検討の意義

昨年、わが国では、消費者団体に差止請求権を認める消費者契約法改正が実現したが、消費者団体による損害賠償請求は見送られた。しかし、差止請求は将来の被害の発生を防止する機能を営むだけであるから、これのみではすでに発生している損害の回復を図ることはできない。また、消費者個人に損害賠償請求権が認められるとしても、個々の消費者が被る被害の額は、多くの場合には少額なので、現実に行使されることは期待できない。

そこで、消費者団体による事業者への損害賠償請求が認められれば、消費者被害救済の実効性確保は大きく前進するはずである。上記の消費者契約法の改正においても衆参両議院の付帯決議において、消費者団体による損害賠償請求について引き続き検討されるべきことが決議されている。

しかし、消費者団体による損害賠償請求を認めるかどうかについては、消費者団体による損害賠償請求が被害を受けた消費者個人の損害賠償請求とどう関係するか、また、消費者団体が取得した損害賠償金を被害を受けた消費者にどう配分するかなど、検討すべき点が少なくない。

そこで、消費者団体の損害賠償請求の伝統を有するフランスにおいて、損害賠償請求が実際にどのように扱われ、また理論化されているかを探ることは、わが国の消費者団体訴訟を考える上で参照に値するものと思われる。また、フランスでは、最近、フランス版クラス・アクション（グループ訴権）の導入をめぐる消費者団体訴訟をめぐる議論が活発になっているが、とりわけ共同代理訴権の失敗とその教訓が、クラス・アクション制度においてどのように反映されようとしているかが興味を引く。

本報告書は、このような観点から、上記訪問先においてインタビューした結果を報告するものである。判例の引用などにつき特に出典を示していない部分は、インタビューによって得られた情報である。

第2章 フランスの消費者団体

1. フランスの消費者団体の現状

消費者団体は、何よりその多様性が特徴である。18の全国レベルの消費者団体、数百の地方レベルの消費者団体は、時として、完全に独立している。

消費者団体の起源は、多様である。例えば、消費者連合（Union Fédérale des

Consommateurs / UFC) は、1951年に創立され、これは、純粋消費者主義の団体である。**Que choisir** と名乗るこの団体は非常に規模が大きく、12万人以上の会員を抱えている。その他にも様々なタイプの消費者団体がある。

例えば、家族団体がある。全国家族団体連合 (Union nationale des associations familiales / UNAF) に加盟するアソシアシオン (非営利団体) には、ある宗教の信者であることを基準とするアソシアシオン、非宗教であることを基準とするアソシアシオン、右派であることを基準とするアソシアシオン、左派であることを基準とするアソシアシオンなどが含まれる。これらの団体の場合、消費者団体は、家族団体と別個の法人格を有していないので、家族団体と区別がつかない。

また、人民教育運動 (mouvement d'éducation populaire) がある。これは、Leo Lagrange による運動で、左派の立場に立っている。これは、別個の法人格を有するアソシアシオンを設立している。

フェミニストのアソシアシオンもある。市民・社会女性連合 (Union féminine, civique et sociale / UFCS) である。これは、フェミニズム、公民精神および消費者保護のために活動する団体である。

居住や運送を専門とする一連のアソシアシオンもある。例えば、Pierre 神父により 1954年に設立された住居総同盟 (Confédération générale du logement / CGL) である。この団体も居住だけでなく、消費者保護にも取り組んでいる。住居は投資目的によらずに購入する場合や賃貸する場合には、消費の要素となるからである。

以上のようにさまざまな団体があり、その信条や行動方針は多様である。宗教的な立場は、明示的であることも黙示的であることもある。政治的な立場も、多かれ少なかれはつきりしている。

行動方針については、消費者実践を指向するものもある。あるアソシアシオンは、訴訟を起こす傾向が強い。これに対し、他のアソシアシオンは、訴訟は最終的な手段と考えて、むしろ集団にとって重要な事項について交渉を行おうとする傾向を持っている。

さらに、規模の面においても団体は多様である。しかし、これを比較することは難しい。例えば、どのアソシアシオンが最も強力かという問いを立てるならば、それは、膨大な会員を擁する消費者連合 (UFC) である。この団体は、フランスの消費者保護運動雑誌の主たるものである **Revue Que Choisir** によって財源調達を行っている。大規模な財源調達を行い、消費活動の要素である比較試験を独自に行うことが可能である。他の消費者団体はこれほどの資力は有していない。

また、主要な労働組合である労働総同盟 (Confédération générale de travail / CGT) が、INDECOSA と呼ばれるアソシアシオンを創設している。このアソシアシオンは、数十万の会員を擁していると主張されている。もっとも、消費者意識の程度については疑念がある。なぜなら、これらの団体の会員のうちの一定のものは強制的にカウントされているからである (労働組合員であると同時に、アソシアシオンの会員でもある)。ここでは、労働組合

との関係でアソシアシオンが独立しているかどうかという議論を招いている。労働組合と消費者団体の利益は、矛盾するとまでは言えないまでも、異なっているからである。

さらに、地方レベルでは、地方消費技術センター (**Centres techniques régionaux de consommation / CTRC**) が、ほとんど同じ活動を行っている。これは、右派左派などあらゆるアソシアシオンを束ねるグループである。

2. 消費者団体の認可

(1) アソシアシオンの設立

1901年7月1日の法律によれば、アソシアシオンは自由に設立される。事前の申請を行えば、団体は、法的能力 (**capacité juridique**) を具備することができる。この事前の申請は、主として、定款の提出、目的の記載、責任を負う者の身元の伝達によって行われる。

(2) 消費者団体の認可

消費者団体に関しても、自由に設立することができる。しかし、消費者団体は、より拡張された法的能力をもつためには、認可 (**agrément**) を受けなければならない。

通常の消費者団体に認可が与えられる可能性としては2つある。一つは全国レベルの認可であり、もう一つは、地方レベルの認可である。

(i) 認可の基準

3つの基準がある。

(a) 事業活動からの独立性

1つめの基準は法律のレベルで課されている。その基準とは、あらゆる形態の事業活動からの独立性である。事業活動から独立していないと、消費者を誤った方向に導くことになるからである。

(b) 消費者保護の観点からの代表性

2つめの基準は、法律により定められ、デクレにより定義されている。消費者保護の観点からの代表性である。このような基準を設けるために、フランスの立法者は、消費者団体は、集団の組織体 (**organisation de masse**) でなければならないという選択をした。他国では、そうではなく、とりわけ団体の消費者保護の能力によって資格付与が決定されるが、フランスでは、消費者団体が代表性を持っていないからではない。

この一般的な方針の一つの表れとして、消費者団体の定款は、アソシアシオンの業務の受益者 (その大部分は団体構成員である) に対して課される。したがって、代表性の基準は具体的であり、少なくとも1万人の構成員が必要とされる全国レベルの認可と、「十分な **suffisante**」代表性を充たせばよい (消費法典上の文言) とされる地方レベルの認可が区別されている。

(c) 消費者保護の目的

3つ目の基準は、デクレのレベルで定められている。それは、団体が消費者保護の目的を持っていることである。これは、消費法典上の文言によるならば「実効的かつ公的な活動をしていること *avoir une activité effective et publique*」である。

消費法典はそれ以上に詳しく定義していないが、3つの例を挙げておく。すなわち、消費者への情報提供の集会、消費者紛争に巻き込まれている消費者の受入れ窓口、消費者保護に関する刊行物の配布である。

(ii) 認可の手続

認可の手続は、全国レベルであるか地方レベルであるかによって異なるが、共通点もある。法律レベルでのルールとして、認可は、控訴院付検事総長の意見を聴いたのちでなければ与えられない。これは、全国レベルであれ、地方レベルであれ必要な手続である。消費者団体に認可を与える官署は、法的に、この答申に拘束されるわけではない。つまり、行政官署は、検事総長とは異なる決定をすることができるが、実際には多くの場合、行政官署は答申を重視している。

全国レベルの認可の場合には、認可の決定は、2人の大臣（消費担当大臣と司法大臣）によるアレテ (*arrêté conjointe*) によりなされる。

地方レベルでの認可の場合には、決定は、消費者団体の所在地が存在する県の県知事アレテによりなされる。

手続の行政的段階について、第一段階は、県競争・消費局 (*Direction départementale de la concurrence et de la consommation*)、つまり各県に置かれている競争・消費・詐欺防止総局の部局への書類の提出である。書類を補完するために、証明書が提出されなければならない。証明書が補完されたら、県局は受取証を交付する。認可の申請に対して、6ヵ月たっても行政機関が何ら返答しない場合には、認可は職権により認められる。この仕組みにより、行政機関は、認可手続を迅速に進めるよう促される。

全国レベルの認可についてはこれらと区別される。二重の行政的作業が必要となり、手続は、少し複雑になる。ひとつは競争・消費・詐欺防止総局とする作業であるが、もう一つは、司法省の中の2つの局で行われる作業である。一つは、刑事恩赦局 (*Direction d'affaires criminels et de grâces*)、もう一つは、民事国璽局 (*Direction d'affaires civils et des sceaux*) である。

手続は次のように進められる。まず、検事総長が答申を出す。この答申は、司法省へと送付され、さらに司法省は、それらを競争・消費・詐欺防止総局に送付し、次に官房で検討され、最後に、大臣が6ヵ月の期間内に消費者団体に対して認可を通知する。

第3章 現在の消費者団体訴訟制度

フランスの現在の消費者団体訴訟制度は、大きく、消費者の集団的利益のために行使される訴権と共同代理訴権の二つに分かれる。

1. 消費者の集団的利益のために行使される訴権

消費者の集団的利益のために行使される訴権には、私訴権、違法行為差止訴権、訴訟参加がある。

(1) 私訴権

(i) 規定とその沿革

適法に設立の届出をした団体で消費者の利益の保護を定款上の明示的な目的とするものは、そのための認可を得た場合には、消費者の集団的利益に直接または間接に損害をもたらす事件につき、私訴当事者 (*partie civile*) に認められる権利を行使することができる。

家族・社会援助法典 2 条に定める団体は、本条に定める条件において訴訟を提起するにつき、認可を得ることを要しない (フランス消費法典 L.421-1 条)。

L.421-1 条によれば、認可消費者団体は、消費者の集団的利益に直接または間接に損害をもたらす事件につき、私訴権当事者に認められる権利を行使できるとされている。この規定は、1973 年 12 月 27 日法 (いわゆるロワイエ法) 46 条による。私訴権は、消費者団体に最初に認められた訴権である。

(ii) 私訴権とは

私訴権とは、本来は、刑事上の犯罪 (重罪、軽罪または違警罪) の被害者が、刑事裁判所において、その事件によって受けた損害の賠償を加害者に対して請求し得る訴権である。

私訴権は、私訴原告人、すなわち犯罪の被害者に認められる訴権であるから、本来的には、個々の消費者 (犯罪の被害者) が行使する訴権であるが、さらに、L.421-1 条は、消費者全体の利益を侵害する行為が刑事罰の科されるものである場合に限り、認可消費者団体に、私訴権の行使を認めた。

私訴権は、刑事裁判所で公訴権と同時に行使されることもあり、または民事裁判所で公訴権とは別個に行使されることもある (刑事手続法典 2 条以下)。

私訴権は、民事的性質をもつ訴権 (犯罪が存在しない場合に、民事裁判所において損害の賠償を得ることを目的とする) とは区別される。

(iii) 集団的利益に対する損害

(ア) 集団的利益に対する損害とは

(a) 集団的利益とは

判例によれば、集団的利益は、個別的利益とは区別される。集団的利益は個別的利益を積算したものではない。集団的利益に対する損害とは、消費者個人の損害の集積ではなく、抽象的消費者全体の損害である。

法律の規定にはこれが集団的利益であるとする定義を置くものはない。ただ裁判所の一連の判断が多かれ少なかれこれを示しているに過ぎない。集団的利益は、罰金によって償

われる性質を有する、国家全体が代表する「一般利益 (intérêt général)」とも別で、被害者自身が被る「個人の利益」との間の中間的なものである。

判例によれば、裁判官が集团的利益の名の下に損害賠償請求権を認める場合には、集团的利益を侵害する行為であることが認定されなければならない。破毀院は、事実審裁判官に、消費者の集团的利益が被った損害を構成する要素を特徴づける義務を負わせている¹。

しかし、ある侵害行為を集团的利益に対するものであると認定するかどうかは難しい問題であり、集团的利益に対する損害を正確に把握することはできない。そこで、判例は、消費者団体に、それが代表する集团的利益を特定することは要求していない。

判例は、集团的利益に明確な定義を与えていない。ある論者は、「消費者団体が、事業者と消費者の均衡を回復するために、検察官および孤立して攻撃される消費者の両者を援助し補佐することができるようにしようとする裁判上の技術である」と言っている。

消費者の集团的利益に対する損害を生じさせる危険があるだけで、どの消費者からも被害の申立てがないような段階で、集团的利益侵害を理由とする損害賠償訴訟を提起することも可能である²。しかし、事実上、消費者団体が提訴した理由を挙げなければならないから、損害が実際に生じたことに言及することになるのが通常である。実際、既に個々の消費者が損害を被っていることが多い。

1人の被害者しか侵害していない場合にも、集团的利益を侵害しうる。また、個々の被害者すべてが賠償をされた場合であっても、これとは別個に集团的利益に対する損害の賠償を請求しうる。

(b) 賠償は消費者団体が取得する

当該訴権によって賠償を請求しうる損害は、被害を受けた個々の消費者の損害とは別個の、集团的利益に対する損害であり、したがって、訴権の行使によって得られた賠償金は、訴権行使をした消費者団体が得ることができ、個別の消費者に還元する必要はない性質のものである。

(c) 集团的利益に対する損害はどのようにして算定されるか

集团的利益に対する損害の賠償が認められるといっても、通常は極めて少額である。裁判になった事案に関して消費者団体が行なった労務や裁判に出席するなどの活動に伴う出費などが考えられるが³、消費者団体が訴訟を提起しなければならなくなったという以上の

¹ 破毀院刑事部 1997年9月25日判決。

² いかなる顧客も苦情を表明しなかったのであるから、消費者の集团的利益に対するいかなる損害も生じなかったとする虚偽広告の容疑者の主張は、排斥され、団体の私訴の申し立てが認められた(破毀院刑事部 1983年1月31日判決)。

³ 事実審裁判官が集团的利益に対する損害の算定においては、侵害行為によって消費者団体が支出した費用(具体的には、被害者の結集、損害賠償訴訟の支援のための材料の収集、侵害行為を明らかにし、侵害行為に終止符を打ち、あるいは訴訟を提起すること、消費者への不可欠の情報の提供、消費者の精神的利益を守ること、消費者の郵便物に答えること、常設窓口で消費者に答えること、事業者と討議すること、取引上の均衡を回復することを目指す委員会に参加することなどにより支出した費用など)が考慮される。また、事業者

損害は被っていないと明言する判決もある。認容額は、せいぜい数千ユーロ止まりである。

(d) 集团的利益に対する損害賠償の実効性

集团的利益に対する損害の賠償は消費者団体が取得するから、個々の消費者に生じた被害の救済としては全く実効性がない。

また、集团的利益に対する損害賠償においては、違法な行為によって企業が得た利益が取り戻しの対象になっていないという意味においても実効性がない。消費者団体が損害賠償を受ける判決を得ても、それは企業が違法な行為から得た利益と比較してきわめて少額であり、企業は利益を将来に向けて保持できてしまい、まったく抑止力がない。

(e) 集团的利益に対する損害と懲罰的損害賠償の可否

例外的に、多額の損害賠償が認められた判決として、食料品分野で、フランスでも欧州全体でも法律上禁止されていたホルモン、抗生物質が使用されていた家畜の食肉が流通し、人がこれを消費した場合に健康を害する可能性があるという事案で、集团的利益に対する損害を 50 万フランとした判決がある。

しかし、この 50 万フランは、消費者が真実被った被害額ではない。消費者が購入した可能性がある総額を計算したうえで、事業者側の利益を評価したものである。実際の健康被害を算定するには、被害を知るためには待たなければならない。長期的にみれば、まだ被害の正確な結果というものが確認できない。現実の被害額は実際にはもっと巨額であった可能性もあるが、証拠がない。

そこで、消費者が購入した可能性がある総額を計算したうえで、事業者側の利益を評価し、これをもって被害とした。これは、民事罰ではない。懲戒的損害賠償でもない。填補賠償でもない。

フランス法は、アングロ＝サクソン法と異なり、填補賠償がなされる際には、認定された損害の全額が賠償されなければならない、という全額賠償の原則 (*principe de réparation intégrale*) があり、懲罰的損害賠償が認められていないため、集团的利益に対する損害を把握する際にさらに難しさを伴う。フランスでは、違法行為が行われた場合に、民事的制裁として、不当利得の形態をとって行われるような懲罰的損害賠償は認められていない。この概念が認められれば、裁判官が違法な利得に相当する賠償を課すことにより事業者をいわば処罰することが容易になるとして、消費者の集团的利益が侵害された場合に、懲罰的損害賠償の導入を主張する論者もいるが、少数である。

(f) 消費者個人の訴権とクラス・アクションとの中間形態

集团的利益に対する損害の賠償は、損害賠償が各被害者ごとに評価されるという原則的な発想と矛盾する。それでも集团的利益を想定する目的は、集团的利益に対する損害の賠

が違法行為から得た財産的利益を考慮する判決もある。例えば、破毀院は、薬局が不法に販売した商品のリストを参照して損害を算定した控訴院判決を正当とした（破毀院刑事部 1986 年 2 月 25 日判決）。いかなる顧客も苦情を表明しなかったのであるから、消費者の集团的利益に対するいかなる損害も生じなかったとする虚偽広告の容疑者の主張は、排斥され、団体の私訴の申し立てが認められた（破毀院刑事部 1983 年 1 月 31 日判決）。

償においては、被害者が訴訟に個別に関与する必要がないからである。個々の消費者の損害賠償請求による場合、賠償される金額が少額であるため消費者がこれを使おうとは思わないが、集団的利益の賠償は、この消費者個人の訴権と完全なクラス・アクションとの間の中間的な解決方法である。

(イ) 消費者個人の損害賠償請求との関係

集団的利益に対する損害に対して消費者団体が訴訟を提起するのと並んで、個々の消費者が自己の個人的利益に対する損害賠償訴訟を提起することは可能である。

刑事上の犯罪が行われた場合でない限り、消費者団体は集団的利益侵害に基づく損害賠償を請求することはできない。しかし、この場合でも、消費者団体は、違法行為差止訴権を行使するか（消費法典 L.421-6 条）、もしくは、消費者が提起した損害賠償請求に参加する（消費法典 L.421-7 条）ことは可能である。

(ウ) 違法行為差止訴権との関係

消費者の名において、認可消費者団体が差止請求をすることができる（違法行為差止訴権）のであれば、消費者の集団的利益を考える必要はないかもしれない。しかし、差止請求では填補されない損害賠償を請求するためには消費者の集団的利益を想定しなければならない。

消費者自身が個人で損害賠償を求める訴権を行使する一方で、消費者団体が関連する訴えを提起することはあっても、それは、集団的利益の損害賠償ではなく差止訴権であることがほとんどで、それらは排斥しあわない。

いくつかの消費者団体によって提起された事件は主として不当条項の削除要求に関するものであって、集団的利益侵害による消費者団体の損害賠償請求としては、きわめて少額の賠償しか認められていないことがほとんどである。

(エ) 共同代理訴権との関係

1992年に創設された共同代理訴権は、消費者団体が被害者個人を裁判上代理するものである。これに対して、消費者の集団的利益の侵害を理由とする損害賠償請求や行為の差止請求などの手続では、消費者団体は、消費者の集団的利益のために自己の名において行為する。実際には同一の弁護士が消費者と団体とを同時に代理するが、団体は消費者を代理しない。共同代理訴権は、消費者からの委任状があれば消費者団体がこれを代理することができるという制度である。

消費者の集団的利益に対する損害を理由とする訴訟は、個々の消費者の委任を受けることなく、消費者団体自らの判断において訴権を行使し得る点、および得られた賠償金を消費者団体が取得し得ることが、訴訟提起のインセンティブになる点などのメリットがある。

(オ) 消費者団体が賠償金を取得できる根拠

消費者団体は、いかなる根拠により、得られた賠償金の取得を正当化されるのか。これについては、消費者団体が消費者の集団的利益を代表することを法律が定めていることが理由となる。また、消費者団体訴権の制度を設置する消費法典の条文、あるいは消費者団

体に差止のみならず損害賠償をも認めている判例が根拠となる。ただし、この場合は損害賠償といってもきわめて少額である。

(カ) 他の分野における集团的利益に対する損害

集团的利益という概念は、従来は消費法の分野にしかみられなかったが、現在では、社会法の領域に、さらに環境法の領域に拡張されている。例えば、環境法の領域については、協同組合に、国土整備に関する集团的利益が認められている。現在では、集团的利益の概念は、労働法、消費法、環境法の領域において認められている。

(キ) 反競争的行為に起因する損害

競争阻害行為をおこなっている会社に対する告発がおこなわれ、競争評議会 (Conseil de concurrence) が有罪判決を下した場合、巨額の罰金が課せられるが、これは国庫に納められる。

(iv) 損害賠償から違法行為の差止め、不当条項の削除への拡大

1988年以降、集团的利益の賠償から違法行為の差止め、不当条項の削除へと拡大された。すなわち、L.421-1条に規定され、かつ、同条の定める条件において訴訟を提起する消費者団体は、私訴権につき判決を下す民事裁判所または私訴権につき判決を下す刑事裁判所に対して、必要がある場合には罰金強制のもとに、違法な行為を差止め、又は消費者に提案される契約又は契約ひな型から違法な条項を削除させるためのあらゆる措置を、被告または被告人に命ずるよう求めることができる、と規定された (L.421-2条)

また、刑事面も含めた予防目的のため、また違法行為の停止あるいは不当条項の削除のため、L.421-3条は、私訴権を受訴した刑事裁判官が命令、罰金強制および命令の仮執行を宣告できることを規定した。

(2) 違法行為差止訴権

(i) 制度の沿革

フランスでは不当条項規制が1978年法により導入されたが、不当条項を一般的に規制するものではなく、不当条項類型のうちコンセイユ・データの議を経たデクレによって禁止されたもののみを無効としていた。また、不当条項を使用した事業者に対する刑事罰の規定もなかった。そのため、事業者の不当条項の使用に対して消費者団体が私訴権を用いて訴訟を提起することが困難であった。

他方、上記のように、1973年法によって認可消費者団体に「私訴権」が認められたが、この「私訴権」とは、判例により刑事犯罪行為によって生じた損害賠償請求のみを意味するものとされ (1985年1月16日の破毀院判決)、刑事罰の科されない消費者保護法規に対する事業者の違反行為に対しては、消費者団体が訴訟を提起することは認められないとされていた。

そのため、1988年法では、上記の判例に従い、1973年法における認可消費者団体による訴権の意義を私訴権であると明確化する一方、それによって原則として私訴権の対象外で

あることが明確となった事業者による不当条項の使用につき、別途、認可消費者団体に差止訴訟を提起する権利を認めた。これにより、デクレによって使用が禁止されているものでなくとも、不当条項であれば差止の対象とされることになった。

この1988年法によって認められた不当条項削除訴権は、1993年の消費法典の制定により、L.421-6条として規定されたが、1998年EU指令に基づき、2001年のオールドナンスにより改正された。その結果、不当条項の削除だけでなく1998年EU指令を国内法化した諸規定が対象とする違法行為の差止めを求めることが可能となった⁴。

なお、L.421-6条の法文上は、認可消費者団体が請求できるのは違法行為の差止（不当条項の削除を含む）だけである。しかし、1999年の破毀院判決により事業者の不当条項の使用に対しても消費者の集団的利益に対する損害の賠償請求が認められており、2001年の違法行為差止訴権導入後においても、不当条項に限らず違法行為一般について消費者の集団的利益に対する損害の賠償請求が認められると解されている。

(ii) 制度の運用

差止判決が得られて、企業がそれに服さなかったときには、執行審裁判所が強制を請求できる。この場合、企業が判決に服従しないのであるから、判事が、この判決が実行されるべき期間を、アストラントつきで定める。アストラントとは、判決債務の履行遅滞期日に応じて支払うべき金額であり、この判決が遵守されなかった場合には、原告は執行審判事に請求して、消費者団体への、不遵守期日に応じたアストラントの支払を強制してもらおう。これはフランスの古典的手続で、消費者団体だけではなく、消費者個人の訴訟手続にも用いられてきたものである。これによって履行強制をする。

不遵守期間に生じた損害の賠償も、理論的な問題としては存在するが、実務上は、企業はただちに差止の対象となる行為を停止している。

(iii) 制度の実効性

消費者団体は、機関誌などの適切な手段を有しているので、訴訟が提起されると、これらを通じて、コミュニケ（声明）を出しているし、一般メディア、テレビもそれを引用、報道する裁判所の判決があった場合には、メディアにおけるイメージが悪くなるため、企業は、条項の使用をしばしば停止する。

違法行為差止訴権は、違法行為の差止に関しては実効性があるといえるが、不当条項削除に関しては、あまり実効性があるとはいえない。裁判所に不当条項の削除を命じられた企業は確かに不当条項を変更するが、内容上変わらない別の新しい条項を追加するからである。新しい不当条項が登場して、新しい削除請求が行われるといったように、終わりのない作業になってしまう。

⁴ 対象となる違法行為を、EC指令において対象として規定された順に列挙すると、虚偽ネットワーク広告、訪問販売、消費者金融、テレビ放送、旅行・休暇等、薬の広告、不当条項、不動産の一時使用権、隔地間契約、消費財の売買・保証、電子商取引、金融サービスの通信販売である。

不当条項削除訴権は、消費者の委任なしに消費者団体が提訴することができる。しかし、既判力には相対的効力しかないとの原則があるため、不当条項削除訴権は、裁判当事者ではない第三者に対して効果をもたない。さらに、2005年2月1日付の2つの判決により、破毀院第一民事部は、不当条項削除訴権に予防および抑止的効果があることを確認した。すなわち、被告会社が提示する契約ひな型は、当該不当条項削除訴訟の一審召喚日以降は消費者に提案されることがなくなったものとみなして、消費法典 L.421-6 条（違法行為差止訴権）を根拠とした、消費者団体からの提訴を受理しないことを宣言した。不当条項削除訴権の効果にはこのような限界がある。

（3）訴訟参加

消費者団体に与えられる別の種類の訴権も存在する。それは、参加権（*droit des interventions*）と呼ばれているものである。

これは、消費者個人による損害賠償請求訴訟に認可消費者団体が訴訟参加する制度である。犯罪とは関係ない民事裁判においてある消費者が損害賠償（消費者が個人的に被った損害の賠償）を請求する場合に、認可消費者団体は、この訴訟に訴訟参加して、当該事業者に対して損害賠償請求（消費者個人の損害ではなく、消費者集団の利益に対する損害の賠償）や差止請求をすることができる（L.421-7 条）。この規定は、1988 年法により認められた権利が消費法典に組み込まれたものである。

1973 年法によって認可消費者団体に認められた訴権の対象は、刑事罰の科される消費者保護法規違反に限られていた。この不十分さを補うために 1988 年法により不当条項削除訴権が導入されたが、訴訟参加は、これとあわせて、不当条項以外の刑事罰の科されない消費者保護法規に対する違反であっても一定の要件のもとで消費者団体による訴訟を可能とするものである⁵。

訴訟参加においては、団体は直接訴訟を提起することができず、消費者が開始している訴訟に共同当事者として参加するだけであるから、訴訟の可能性は著しく限定される。

2. 共同代理訴権

共同代理訴権は、認可を受けた全国レベルの消費者団体は、同一の事件によって被害を受けた複数の消費者から書面による委任を受けた場合には、当該複数の消費者を代理して損害賠償請求権を行使することができるという制度である。個々の消費者の損害を考慮し

⁵ 例えば、事業者とインターネット上で契約をした消費者が代金を支払ったのに事業者が物を引き渡さない場合に、個々の消費者は既払金の返還を求め、あるいは彼らが被った損害の賠償を求めて訴えを提起することができるが、さらに、消費者団体は、消費者の集団的利益の名の下にこの訴訟に参加し、集団的利益に対して生じた損害の賠償を求めることができる。したがって、消費者団体に認められている訴権の領域は純粋に民事的なもので、民事裁判所に対して提起するものである。

て消費者団体に与えられる訴権である。

消費法典 L.422-1 条がこれを規定している。すなわち、同一の事業者の行為によって生じた共通の原因に基づく被害者である少なくとも2名の消費者から授権された消費者団体が行使できるもので、1992年に導入された。

消費者団体が勝訴した場合には、賠償金は授権した消費者に帰属し、消費者団体が敗訴した場合には、授権した消費者の訴権は失われる。授権をしなかった消費者の権利には影響がない。これは、ある消費者が個人的に被った損害について、消費者団体が当該消費者に代わって、その者の個人的利益に基づいて訴権を行使するというものである。消費者の集団的利益の損害を問題とするものではなく、共通の原因に基づく集積した個別的賠償を問題とするものである。

手続上の問題として、消費者団体がマスコミ等を通じて不特定多数の被害者に呼びかけることは禁止されているほか、委任を受けうるのは全国レベルの認可団体に限られるなど、要件が厳格であるため、利用数は多くない。この制度がうまくいかなかったのは、次のような理由による。

第一に、消費者団体が、少なくとも2名の消費者から明示的に授権されなければならない。授権それ自体は比較的簡単である。授権の枠組みについては消費法典に定めがあり、書面による一定の記載事項が要求されているが、これはそれほど難しいことではない。むしろ問題なのは、消費者団体は、一定の消費者に損害が生じている実務を認識している場合であっても、消費者が授権するよう促すために用いることができる手段が限定されているということである。消費者団体は、違法行為が行われた際に消費者が消費者団体に授権することができるように、消費者に対して公衆への呼びかけ (**appel public**) を発することができる。しかし、消費者団体は、あらゆる手段で呼びかけをすることができるわけではない。出版物による呼びかけは可能であるが、テレビやラジオ、ポスター、ちらし、ダイレクトメールによる呼びかけは禁止されている (L.422-1 条)。

したがって、利害関係のある消費者が授権するよう呼びかけるのには限界がある。これは、多くの消費者団体により指摘されていることである。

第二に、消費者団体は、場合により、共同代理訴権を行使することをためらうと言われている。なぜなら、消費者団体は、敗訴した場合に責任を問われることを恐れるからである。とりわけ委任という仕組みが用いられている点にその原因がある。すなわち、消費者団体は、個々の消費者に代わって訴権を行使する受任者であるから、手続のすべての展開について知っている義務を負う。しかし、これは、消費者団体にとって非常に重い負担である。一定の消費者団体は非常に限られた資力しかないからである。消費者団体にとっては、このような受任者の義務を負いつつ、数十人以上もの消費者から授権を受けることは困難である⁶。

⁶ グループ訴権の導入を検討するワーキンググループの作業の過程で、旅行代理業者に対して共同代理訴権を提起した消費者団体からつぎのような証言があった。パック旅行を提案

以上のような理由から、この訴訟類型は、設置されてから既に 15 年以上経っているが、存在しないも同然の状態にある。

第 4 章 グループ訴権の導入

1. 沿革

フランスでは、長い間グループ訴権を導入することの可否について検討されてきた。最初のもは、1983 年の消費者訴訟規制委員会による報告書である。これは、グループ訴権のフランスへの導入を強く推奨するものだった。

次に、1990 年の Calais-Auloy 教授の報告書がある。彼は、消費法改革委員会の委員長をつとめた。この委員会で、グループ訴権を導入するための草案が作成されたが、政府は、一定数の反対意見を考慮した。もちろん事業者団体は反対意見を表明したが、多くの法律家も反対意見を表明した。司法大臣は、グループ訴権の導入に対して長い間、消極的だった。というのも、いくつかの重要な法の一般原則を侵害すると考えたからである（例えば、既判事項の相対的範囲）。同様に、法実務家も、疑問を呈していた。

そこで、見いだされた妥協点が、共同代理訴権であった。しかし、この制度はうまくいかなかった。

2. ワーキンググループの設置

現行法は消費者自身の損害賠償のための集団的な方法による訴権を規定しておらず、共同代理訴権の制度はあるが、ほとんど機能していない。また、違法行為差止訴権も消費者個人の損害の賠償を想定していない。

これらの事情から、シラク大統領の肝いりで、政府は、2005 年春、フランス版クラス・アクション（グループ訴権）の導入する条件を検討するために、司法省民事局長である Marc Guillaume 氏と競争・消費・詐欺防止総局の局長 Guillaume CERUTTI 氏が主宰するワーキンググループを設置した。

このワーキンググループには、消費者団体の代表、事業者団体の代表、法実務家が集まり、数ヶ月作業を続けた。そこでは、このタイプの訴権をフランス法に導入する際に衝突する可能性のある障害についても検討した。有名な法律家、例えば Serge Guinchard 教授のような民事訴訟法の専門家などは、賛成していた。このタイプの訴権の導入の原則について、有名な法律家や実務家達は、破毀院院長と同様に、グループ訴権に対して一定の条

したその旅行業者は、多くの顧客を抱えており、業者が提供した給付は提示した内容に対応していなかったというケースである。約 300 人が関わる事件だったが、消費者団体は、申立趣意の変更や一件書類の管理等、多くの問題に直面した。

件の下で賛成した。ワーキンググループは、2005年12月16日に、経済・財政・産業大臣および司法大臣に報告書を提出した。

報告書は、米国、ケベック、そして、ヨーロッパでグループ訴権を導入したポルトガルとスウェーデンとの比較法を行い、手続規範の点からも分析を行い、種々の解決方法を明らかにしているが、それらのいずれもワーキンググループのメンバーの全員の同意を得ることはできなかったとして、単一の解決を推奨することはしていない。

3. ワーキンググループが検討した2種類の訴訟

ワーキンググループの報告書では、米国およびケベック型と、確認的判決との二つの解決を検討し、法案は、後者を採用した。

(1) 米国のクラス・アクションおよびケベック州の集団不服申立てをモデルとした訴訟

このタイプでは、あらゆる自然人、法人、弁護士、関連団体等が訴訟を提起することができる。

(i) 訴訟の手続

第1段階として、判事が訴訟の有効性について事前審査を行う。判事は消費者の代表者の資格について判断を下し、グループの範囲を確かめる。判事は提起された法律上、事実上の問題が、関係被害者とされる者全員に対して、実際に同一、類似、あるいは密接な関連性を有するか、また損害を与える状況の処理に当たりグループ訴権という方法が最も適切であるか否かについて確認を行う。その後、判事は訴訟が外形上根拠ある理由に基づくものであるか否かを確かめる。これら審査の終了後、判事は訴訟を認めるか否かを決める。

第2段階として、判事は事業者の責任について決定を下し、損害賠償の付与に関して決定し、必要であれば、グループ内をさらにグループ分けする。

(ii) グループの構成方法

グループ訴権は、市民の裁判への自由なアクセスを保障するという憲法上の問題と衝突する。これは、グループ訴権を導入する際のオプトイン(opt-in)、オプトアウト(opt-out)の問題である。

オプトインは、訴訟に参加することを望むかどうかを潜在的構成員に明示させるというものである。オプトアウトは、これは潜在的被害者全員を本人不在でまずグループに統合した後、訴訟の当事者となることを望まない者を除外するというものである⁷。

労働組合は、従業員のために訴訟を提起し、個々の事件を通じて団体訴訟を促進するこ

⁷ 弁護士会では、ケベック型に賛成している。米国型では濫用が問題になるが、ケベック型は手続の最初から判事が関与するため枠組がしっかりしており、米国の完全なリベラリズムとフランスの国家主義との中間をゆく制度であるという。フランスが国家主義的だというのは、法案は、認可消費者団体のみに原告適格を限定しており、それ以外の私人や弁護士を排除し、複数の消費者が自発的にグループを作ることができない点を指している。

とができるが、憲法院の1989年7月25日の判決によると、この仕組みは、「当事者が事情を完全に理解した上で承認を与え、この者が自身の利益の保護を個人で主導する自由、そして自身の判断で裁判を終わらせる自由がある場合に限り」、合憲である。この判決は、訴訟に対する個人の自由を根拠としたものであり、フランス法でのオプトアウトを禁じるものとの法解釈を示しているというのがほぼ一致した学説である。

(2) 集団的損害賠償責任に対する確認的訴訟

(i) 訴訟の手續

第1段階として、判事は、複数の消費者に関わる損害に関する事業者の責任について判決を下す。次に判事は、被害者が意思を表明できるように、損害賠償について判決する。

第2段階として、被害を受けた消費者は、裁判所が指定する期限までに申請を行う。申請は裁判所への出頭により行う。そして各自の損害賠償請求について判事が判決を下す。意思を表示しなかった者については判決から除外する。ただし、消費者が、自身で裁判所を選択して、その損害の賠償を得るため訴訟を行うことができるものとする。

(ii) 当事者適格

訴訟を提起する権利は、請求の認容または棄却に利益を有する者に属するのが原則であるが、自身の個人的利益ではない集団的利益、あるいは委任を受けた第三者の個人的利益のため、特定の者が訴訟を提起することも可能である。

そこで、特別な法文ならびに判例において、消費者の集団的利益の名目で裁判を起こす資格が認可消費者団体に認められている。また、認可消費者団体には、共同代理訴権により、消費者の利益のため裁判を起こす権利も認められている。

ワーキンググループのメンバーの大半は、認可消費者団体のみに確認的訴訟の権利を認めるべきだとの意見であった⁸。しかし、数名から、訴えの利益の正当性を証明できる者すべてがこうした訴訟を行えるようにしたほうがよいとの意見が出された。また、消費者安全委員会(Commission de la sécurité des consommateurs)や国立消費研究所(Institut national de la consommation)といった機関にも提訴権を認めるよう望んだ者もいた。このほか、創立1年以上経過した団体が消費関連の権利以外の分野においても裁判を起こせるようにしてはどうかと提案する者もいた。

(iii) 認可消費者団体のみに確認的判決の提訴権を認めることの利点

認可消費者団体のみに確認的訴訟の権利を認める場合、訴訟の濫用がある程度抑えられるという効果がある。また、手續から見ると、消費者団体は、その定款上の目的から、訴えの利益に関する証明ができています。また、認可消費者団体には、被害者を事前に特定す

⁸ フランスで複数の消費者が自発的にグループを作る制度を導入しにくい理由のひとつは、このような制度の運営にはディスカバリーのような証拠調べの手續が必要であるが、フランスではその点の準備ができていないという点がある。これには、国家の費用負担が伴うから、国による資金援助の問題でもある(例えば、ケベックでは、提訴に当たり団体訴訟を支援する国家の資金を利用することが可能である)。

ることなく、消費者グループの代理人となる資格が認められていると考えられる。さらに、こうした独占性を付与することで、消費者の代表者が訴訟を起こす資格についての議論を避けつつ、訴訟制度の簡素化が図れる。

さらに、この制度は、民事責任に関する原則に準拠している。すなわち、グループ構成員が求める損害賠償は消費者団体やその弁護士に委任するのではないのであるから、責任については判事のみが決定するとの原則が守られる。また、この制度では、従来の訴訟と類似する訴訟手続の最初の段階の途中で団体が参加することとなり、これら消費者団体の訴訟費用を抑えることができるであろう。

ただし、この制度は、訴訟手続の第2段階において、潜在的に多くの請求の集団を管理しなければならないことから、裁判所の業務は困難かつ複雑となる。

4. ワーキンググループによる検討結果の公表と政府による法案の提出

ここで検討されたテーマは、消費者にも、大小の企業にも、法の専門家にも、フランスの司法制度にも重要な争点を提示するものであるので、政府は、報告書を両省のインターネットサイトで閲覧できるようにして、意見募集をした。

法案は、コンセイユ・デタで審議された後、2006年11月に閣議に提出されて採択され、その後、国民議会の議事日程に登録するために国民議会事務局に提出され、法案の審議が始まった。

この法案は、以下のような条文からなる。

消費法典第4編第2章には、以下のように規定する第3節が置かれる。

第3節 グループ訴権

L.423-1条 グループ訴権は、製品の売買または役務の提供に属する同一種類の契約より生じる契約上の義務の同一事業者による不履行もしくは不完全な履行を共通の原因とする、相当数の自然人たる消費者が個別に被った、身体の完全性に対する侵害を除く物的損害および用益侵害⁹にもとづく損害を、L.423-2条ないしL.423-9条において定める条件の下で填補せしめることを目的とする。

L.423-2条 前条の訴権に基づく訴訟は、L.411-1条の適用により、全国において代表権を有しかつ認可された消費者団体が、もっぱら事業者の消費者に対する責任の原因を認識させる目的においてこれを提起する。

L.423-3条 L.423-1条が定める損害を被った消費者は、訴訟が継続する期間及びおそくとも事業者の責任を決定する判決の言渡り日まで、グループ訴権の導入に起因する時効の中断

⁹ 目的物を使用収益する権利の侵害である。購入した製品を使用する権利を有する者が、これを使用できないことによる損害など。

の利益を受ける。

L.423-4 条 判事は、L.423-1 条が定める訴権の対象である損害を被った消費者が、事業者の責任を宣言する判決に関する情報について認識を得ることができるようにするため、当事者たる事業者の費用において、あらゆる適切な方法による、当該判決に関する情報の公告を命じるものとする。判事は、コンセイユ・デタの議を経たデクレの定める限度において、消費者が事業者に対して本章の資格において填補請求を行いうる期間を指定するものとする。

L.423-5 条 自らが、責任宣言判決の対象となる単数または複数の損害の性質を有する損害を被ったものとするすべての消費者は、グループ訴権の名目で請求されている補償額がコンセイユ・デタの議を経たデクレの定める上限を超えることのない範囲において、当事者たる事業者に対して、被った損害に相当する補償を請求することができる。

事業者は、コンセイユ・デタの議を経たデクレを以って定める条件に従いかつその定める期間内において、当該消費者に対して補償の申し入れを発するか、または、補償拒絶の理由を示さなければならない。

L.423-6 条 事業者の賠償の申出を拒否するか、あるいは付与された期限内に何らの賠償の申し出も受けなかった消費者は、責任確認判決を宣告した裁判所に請求書を送付する。

当事者は、弁護士あるいは代訴士を任命する必要はない。当事者は、小審裁判所に適用される規則に従って、補助され、代理されることができる。

L.423-7 条 付与された期限内に何らの賠償の申出がない場合、あるいは事業者から申し出られた賠償が明らかに不十分である場合には、賠償額を定める判事は、職権で、事業者に対して、最大で、承認された賠償額の 50 パーセントに等しい額を、制裁として、消費者に支払うことを命ずることができる。

L.423-8 条 本節の適用方法は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる。

L.423-9 条 グループ訴権を受理することを任務とする大審裁判所は、デクレによって定められる。

5. 法案の特徴

提案された規定は、次のような特徴を有する。

- ① グループ訴権の導入は、全国レベルで認可された消費者団体にのみ認められる。
- ② グループ訴権の対象は、同一の事業者による契約上の義務の全部または部分的な違反に起因して消費者が被った、物的な損害及び用益侵害 (*troubles de jouissance*) の回復を可能にすることである。
- ③ 関係する消費者が損害賠償を得るためには、事業者の責任を認める確認的判決に基づき、与えられた期限内に当該事業者に申し出なければならない。
- ④ この手続は、デクレが定める一定の上限 (2000 ユーロに設定される予定) を超えない損

害の賠償に使用することができる。

⑤ 事業者が消費者に賠償することを拒む場合、あるいは消費者が、申し出られた賠償が不十分であると判断した場合には、消費者は、裁判の方法により損害賠償を得るために、確認的判決を下した裁判所に提訴することができる。その際、提訴は、略式でなされ、弁護士による代理は義務的でない¹⁰。

6. 法案の見送り

この法案は、2006年11月に閣議で採択され、2007年2月6日から8日の第一読会での審議に向けて、国民議会の議事日程に登録されたが、最終的には政府はこの法案を取り下げた(*retiré*)。その理由は、国会議員が提出する準備を進めていた修正案の数が多かったこと、2月末に国会の審議が中断しており、日程上この修正案について公正な見識ある議論ができないと思われること、5月に大統領選挙があり、6月に国民議会選挙があつて議会の活動が停止するからである。

第5章 法案の検討と日本法への示唆

1. 法案の内容

(1) グループ訴権の行使権者

法案は、消費者団体、しかも全国レベルの認可消費者団体のみにグループ訴権を付与する。したがって、アングロ＝サクソンの制度とは異なる。さらに、スウェーデンやポルトガルの制度とも異なる。これらの国々のグループ訴権は、任意に設立されたグループによっても開始されうるからである。

法案が、全国レベルの認可消費者団体のみが訴権を有することになっているのは、2つの理由によって説明される。

まず、グループ訴権の行使が認められるのは、消費者の利益が侵害される場合に限定される。つぎに、アメリカで行われているような弁護士がグループをまとめるために消費者を戸別訪問するような行為を回避するためである。法案は、グループ訴権を現在アメリカ

¹⁰ なお、グループ訴権を担う消費者団体への基金や助成についてはワーキンググループの報告書のなかでも検討されているが、法案は、このような資金援助手段については何ら言及していない。司法省によれば、フランスの消費者団体は、訴訟を提起するのに十分な資金を持っており、新たな基金を導入する必要はないということであるが、消費者団体や競争・消費・詐欺防止総局は異なる見方をしている。ある消費者団体は桁外れの資力をもっているが、他の消費者団体は限られた資金しか持っていないという状況なので、基金がないと、訴権が一定の消費者団体に限定されてしまうという点も指摘されている。

で行われているようなタイプのものにすることを避けようとしている。

そこで、全国レベルの認可消費者団体だけが、訴訟を開始することができる。

(2) グループ訴権の対象・目的

グループ訴権の対象・目的は、物的損害と用益侵害の賠償を可能にすることにある。消費者が個人的に被った人身損害は除かれる。

これらの損害ないし侵害は、同一の事業者の一部であれ全部であれ契約上の債務の違反を原因とするものでなければならない。したがって、グループ訴権の適用範囲は、非常に限定されている。

(3) グループ訴権行使の手続

法案が選択したシステムは、2段階のシステムである。法案では第1の確認判決の後、被害者が届出をするようにした。第1の責任確認判決までは、消費者団体が訴訟を遂行するが、責任確認判決以降は、被害者が届出をし、訴訟の途中から最後まで参加する。

すなわち、第1段階として、全国レベルの認可消費者団体によって訴訟が開始され、裁判官が、訴えを提起された事業者に責任があると判断すると、責任についての確認的判決を下す。この判決において、裁判官は、有責判決を受けた行為に関係するすべての消費者に、この判決を知らせる方法を示す。そして、裁判官は、消費者に意思を表明する期間を与える。

第2段階では、この判決は裁判官の定める方法で消費者に伝えられた後、与えられた期間内に、各消費者は、問題となっている企業ないし事業者に対して損害賠償請求書(*demande en réparation*)を送付する。これには、実際に被った損害を示す証拠書類を添付しなければならない。したがって、損害賠償を得るために、消費者は、確認的判決に基づいて、友誼的(すなわち裁判外の)手段により個別に文書を企業に送付する。法文は述べていないが、通常デクレにより、企業に対して請求することができる損害賠償金の上限が定められる。それは2000ユーロになる。確認的判決の広告費用は、企業が負担する。

法案の提示するシステムでは、提訴の当初は委任状が必要ない。仮に消費者団体が勝訴したとしても、この時点では、委任状を与えていないので、消費者は、最初から直接に裁判所に請求しに来るわけではない。しかし、第2の段階では消費者は単独または弁護士を通じて行為するにしても、もはや単独の請求ではなく、この団体訴訟的枠組のなかで行う。

すなわち、法案によると、第1段階において、消費者団体が、企業に責任があることを確認する判決を得るために提訴し、これが得られたら第2段階として、消費者が請求を最初に企業に示し、これに不服であれば裁判所に送付し、裁判所が判決を下すという順序になる。

第2段階において、消費者が提訴する場合、損害額は少額なのに、弁護士費用がかかる、

したがって、消費者は提訴しない、ということ回避するために、弁護士による代理は義務づけられていない（弁護士を選任しても構わないが、義務ではない）。

この手続の管轄は、大審裁判所が有するが、このような手続は、現行の民事手続法には定められていない。現行法上の略式提訴手続、すなわち書記課への申請による手続は、弁護士の選任を必要としないが、小審裁判所でしか行うことができない。このような例外を認める理由は、すべての裁判所がグループ訴訟の担当能力を有しているわけではないため、いくつかの裁判所に集中させたいからである。それゆえ、いくつかの大審裁判所のみが管轄を有することをデクレにより定めることとしたのである。

この手続は、小審裁判所における略式提訴手続を、グループ訴権に適合させたものである。この手続において、裁判官は、企業の対応に満足しなかった消費者の請求につき裁判することはもちろんであるが、企業が消費者への損害賠償の支払いを明確に拒絶した場合、あるいは支払った額が明らかに不十分である場合についても、裁判する。その場合、裁判所は、消費者の請求を検討して、損害賠償額を算定し、さらに、事業者に対し、消費者への損害賠償金の50%の民事罰の支払いを命ずることもできる¹¹。

反対に、事業者が消費者の損害賠償への権利を争う場合には、裁判官は、請求について審理して、賠償を認めることが正しいと考えるときは、弁論の趣意書を検討し損害賠償の支払いを命ずる判決を下すことになる。裁判官は、消費者が提出した証拠書類のみを根拠に、各消費者の損害額を算定する¹²。

2. 法案の検討

法案には、簡素でありかつバランスのとれたものであって、消費者保護および企業の競争力の要請、フランス法の基本原則の尊重を両立させるとともに、外国で実施されている仕組みにおいて確認されている濫用や逸脱を回避することを可能にしている、という高い評価がある一方で、次のような問題点も指摘されている。

¹¹ 民事罰は、濫用 (abus)、すなわち不誠実 (mauvaise foi) に対する制裁である。これに対し、懲罰的損害賠償は、違法な行為の拡大を防ぐためにこれを制裁するものであって、各消費者が被ったすべての損害を認定することが難しい場合に用いられる。

¹² 例えば、消費者がインターネット上の取引の被害を受けたとしよう。消費者団体がグループ訴権を行使しようとしたとすると、裁判官は、消費者団体が提出した要素をもとに、判決を下すことになる。さらに、数十あるいは数百の消費者が提訴したとしよう。消費者は責任確認判決に基づいて企業に損害賠償を求める。にもかかわらず、企業が消費者の求めに応じた損害賠償の支払いに同意しない、と何人かの消費者が主張したとする。その場合、裁判官は、消費者が提出する要素、例えば、契約書や契約期間などを考慮して損害賠償の請求に根拠があるかないかを判断する。したがって、例えば、2年前から定期購読していたという場合であれば、裁判官は、定期購読の期間を考慮して、個々の事情に応じて消費者に支払われるべき損害賠償額を決定する。2年以上購読した人がいれば、3ヵ月購読した人よりも損害額が多くなる。

(1) グループ訴権の行使権者

法案は、専ら消費者団体のみに原告適格を認めようとするが、弁護士会は団体の訴権を認めると同時に、団体とは無関係に任意の個人がグループを作り、弁護士をたてて訴えを起こせるものとするべきだと主張している¹³。

(2) グループ訴権の対象・目的

法案では、グループ訴権の範囲が限定的であり、具体的には次のような問題が指摘されている。

(i) 虚偽広告に起因する損害

コンセイユ・デタでは、契約上の義務のみを対象とすることによって、例えば虚偽広告のように、契約締結過程に属する問題が排除されてしまうのではないかという議論があった。すなわち、消費者が、ある製品が自己の必要に適合していないことに気づいていたが、虚偽広告の影響を受けて、注文書にサインしてしまったというような場合には、この消費者は、事業者による不正な行為の被害者と見ることができるが、この場合、グループ訴権を行使することはできるであろうか。

このようなケースでは、グループ訴権が行使できるかは確かではない。なぜなら、消費者が契約書に署名している限り、事業者にはこの契約から生ずる契約上の債務に対する違反があると非難することが必ずしもできないからである。虚偽広告は、契約上の債務に対する違反と認定することはできない可能性があるのである¹⁴。

(ii) 欠陥製品に起因する損害

欠陥製品のケースでも問題が生ずる。法案により認められているグループ訴権の適用領域は、事業者の消費者に対する、契約上の債務の一部または全部の違反を前提としているが、消費者は製造者と契約により直接結びついていない。契約で結びついているのは売主である。

¹³ 弁護士会は、次のような例を挙げている。法律の改正により、旧法に基いて失業補償金への権利を有していた一部の者が、権利を失うとされた。権利を失った失業者が訴えを提起し、団体訴権がないので各自提訴し、マルセイユ、トゥーロン、パリで、十数件の訴訟が係属したが、裁判所の判断がそれぞれ異なっていた。もし団体訴訟があったならば、これら同じ法律問題を、同じ範疇の人について、同じ相手方（補償当局）について、第一審であれ控訴審であれ場合によっては破毀院においても訴訟を一個にして団体化すれば、訴訟をより簡単に行うことができる。グループ訴権は、このような場合のほか、薬害訴訟などを含め、広く有益である。

¹⁴ とくに消費者法の領域では、国内法は、EU法の影響を受けており、EU法は、契約締結上の情報提供義務と契約上の情報提供義務をはっきりと区別している。例えば、すでに国内法化された通信取引指令を例に挙げると、この2つの領域は明確に区別されている。フランスでは契約締結上の情報提供義務と契約上の情報提供義務とは密接な関連性を有していたので同一視する見方もあるが、この見方を維持することは難しくなっている。これは、アングロ＝サクソン法の影響である。アングロ＝サクソン法は、これら2つの領域をはっきり区別しているからである。

ただし、売主の責任は、場合により求償訴権により製造者に向かうこともあるし、あるいは、契約連鎖理論により消費者が製造者に対して直接に訴権を行使することもできる。このような場合に、消費者は契約により製造者と結びついていないが、製造者に契約上の債務に対する違反があったと認定してよいか問題となろう。このように、賠償されうる損害の範囲、類型について多くの不確実さがある。

(iii) 反競争行為に起因する損害

反競争的行為 (*pratiques anticoncurrentielles*) から損害が生じた場合に、消費者は、グループ訴訟から利益を受けることができない。なぜなら、この場合には、問題となっている行為は、事業者の契約上の債務に対する違反と認定することができないからである¹⁵。この場合には、消費者の集団的利益に対して生じた損害が考慮されない。

法案が見送られる前には、国会で、グループ訴権の範囲をこの反競争的違法行為に拡げるための議論が行われていた。経済産業大臣の **Thierry Breton** は、この拡張に賛成すると宣言していた。

(iv) グループ訴権行使の手続

主たる事業者組織であるフランス企業運動 (**Mouvement des entreprises de France / MEDEF**) は、法案が定める条件においてさえも、フランスにおけるグループ訴権の導入に賛成していない。

他方、消費者団体は、より野心的な内容を望んでおり、とりわけ、手続の第二段階について異議を唱えている。すなわち、法案は、消費者に対して個々に裁判外の行動を起こすこと (*agir*) を義務づけるのであるが、これは、損害賠償に対する権利について友誼的に交渉することである。

一定の消費者団体は、裁判所が各消費者への損害を計算することを望んでいるが、このことは問題をもたらす。ワーキンググループの大多数は、オプトアウトに反対し、オプトインを支持した。弁護士会は、まだフランス人はオプトアウトを受け入れるほど熟していないから、最初はオプトインから始めなければならないという立場である。

(3) 日本法への示唆

フランス政府が提案し、大統領選挙などの影響で今回は見送られた法案は、グループ訴権の導入を、全国レベルで認可された消費者団体にも認められた上、手続の第1段階である

¹⁵ 次のような事件があった。この事件で、3つの大きな携帯電話会社の間でのカルテルについて競争評議会により有罪判決 (5億3400万ユーロの罰金) が下された。この罰金は、それまで競争審議会によって宣告され、あるいは控訴院によって言い渡された中で最も高額であるが、この罰金は、消費者のポケットには一銭も入らない。反競争的行為が認定された一定期間内に消費者が被った平均の損害を算定するとその額は、約670ユーロであったが、消費者は一人も損害賠償を得るために訴えを提起しようとはしなかった。なぜなら、損害額が少ないからである。その結果、このような事件では、非常にわずかな賠償も消費者は得ることができないことになる。

責任確認判決までは、消費者団体が訴訟を遂行するが、責任確認判決以降は、被害者が届出をし、訴訟の途中から最後まで参加するという２段階の手続を採用した。責任確認判決という方法が日本法で採用されうるものであるかは検討を要するが、少なくともこの方法は、米国のクラス・アクションやケベックの集団不服申立制度と比べて、大陸法系の民事責任原則や民事訴訟手続に適合的なものであり、また、提訴は、略式でなされ、弁護士による代理は義務的でないなど、消費者が使用しやすいものになっている。

適格消費者団体による差止請求を認めた日本法が次に検討すべきは、適格消費者団体による損害賠償請求であるが、この点で、認可消費者団体にのみグループ訴権の行使を認めるフランス法は、日本法において消費者団体による損害賠償請求を構想する上でのひとつの指針を示すものであろう。

しかし、他方で、法案は、グループ訴権の対象を、同一の事業者による契約上の義務の全部または部分的な違反に起因して消費者が被った、物的な損害及び用益侵害からの損害の賠償に限定し、賠償額の上限もデクレが定める一定の額（2000ユーロが予定されていた）を超えない損害の賠償とするなど、企業側の利害も少なからず配慮しており、この点については批判も少なくない。

グループ訴権の導入が中断しているフランスでも、大統領選挙も終わり、近くこの問題に関する議論が再開されるであろう。その際に、今回の法案のどこが維持され、どこが修正されるのかが興味を引く。引き続き、この問題を追って行くことにしたい。